

令和2年(ワ)第2509号

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー

被告 天羽 優子

準備書面1

令和3年3月26日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽 優子

第1 本件訴訟の背景

1 準備

本件訴訟で著作権侵害が行われたとされているウェブページにおいて、引用したメールを個別に特定しやすくするために、既に提出した乙第1号証のメール引用部分に順に番号を付したものを乙第1号証の2として提出する。以後、書面内では、メール1、メール2、…のように番号で特定する。

2 当事者

(1) 原告

原告準備書面2によると「著作権者は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一です。」「原告は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一です。」とある。

この記載は曖昧であり、第一回口頭弁論で、原告が法人か自然人のいずれであるかを明らかにするよう裁判所と被告が求めたことに対して回答したことになっていない。法人は代表者の名前で訴え、又は訴えられることができるころ、「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一」との記載だけでは、代表者である大竹誠一氏の名前で法人が訴訟を行っているのか、それとも株式会社ウルフアンドカンパニーの代表取締役社長という職に就いている大竹誠一氏個人(自然人)が訴訟しているのかが明瞭にわからないままである。著作権についても、原則として著作を行った自然人に著作権も著作者人格権も帰属するところ、「著作権者は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹

誠一」では、著作権の帰属が法人か自然人のいずれかが曖昧である。

法人である株式会社ウルフアンドカンパニーと、自然人である大竹誠一氏は別人格であるので、いずれが原告であるかということをもまず特定する必要がある。

そこで、原告提出の書面全体を見たところ、本件訴訟の原告は法人ではなく自然人である大竹誠一氏個人であるとした方が整合性がとれている。

原告準備書面2で、損害賠償の金額100万円の内訳は、複製権、公衆送信権、公表権の侵害が各20万円ずつ、インターネット上で無断掲載された精神的苦痛の慰謝料が40万円とされた。この中には、訴状にあって、法人であれば請求できるが大竹氏個人では請求できない「当社が損害を受け、商談が保留になっている。」に関連したものが含まれていない。その一方で、自然人に対してでなければ想定しがたい「精神的苦痛」が入っている。つまり、原告は、本件訴訟で、法人ではなく、自然人の権利が侵害されたことを主張する意図があると考えられる。

法人が著作権を主張できるのは、法人著作物に限られる。著作権法15条によれば、法人著作物であるための要件は(1)法人等の発意に基づくこと(2)法人等の業務に従事する者が職務上作成したこと(3)その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの(4)勤務規則その他に別段の定めがないこと、である。要件(3)の「公表するもの」とは、公表したもの、公表する予定のもの、仮に公表するとしたら法人の名義で公表するつもりであるもの全てを指すと解釈されている。

要件のうち(1)(2)(4)は実際に電子メールを作成したのが法人の代表取締役である大竹誠一氏であるので、法人内部の取り決めあるいは大竹誠一氏の取締役としての判断のみでも満たすことができるかもしれない。ところが、原告は、公表していないしする予定もなかった電子メールを被告が引用によって公表したという理由(乙第2号証の削除要求、原告準備書面2の公表権、公衆送信権の侵害)で提訴しているので、要件(3)が満たされないことになる。主張の内容が矛盾してしまうので、株式会社ウルフアンドカンパニー(法人)は、本件訴訟の請求と、公開された電子メールが法人著作物であるという主張を同時にすることはできない。そして、電子メールが法人著作物でなければ、株式会社ウルフアンドカンパニーが著作権を主張することはできないので、本件訴訟が成り立たなくなる。もし、原告が法人ではなく自然人である大竹誠一氏であれば、この矛盾は生じない。

以上の理由から、法人である株式会社ウルフアンドカンパニーによって提起された本件訴訟の原告は、自然人である大竹誠一氏であるべきであったと推認される。

そこで、再度、原告に対し、本件訴訟の原告が法人か自然人かを明らかにした上で、自然人と決めるのであれば、当事者の表示の変更を行うよう求める。

原告が、法人か自然人かを未だに明らかにしないままであるので、本準備書面では、上記推認に基づき、原告が自然人である大竹誠一氏であるという前提で反

論する。

(2) 被告

被告は、山形大学理学部准教授の天羽優子で、水をはじめとする液体を対象とし、化学物理の分野の研究をしている。教育においては、科学を装うが科学でない言説（ニセ科学）に騙されないよう教育する目的で、本務校の基盤共通教育では「科学リテラシー（化学A）」という講義を担当している。また、適格消費者団体である消費者市民ネットとうほくの検討委員も務めている。1999年からウェブコンテンツ「水商売ウォッチング」を制作し、社会貢献を目的として、浄水器や活水器のニセ科学宣伝を取り上げて、科学的に何が間違っているかを指摘するという活動をしてきた。

3 本件訴訟に至る経緯

2020年3月頃から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染拡大防止のための空間除菌を謳って次亜塩素酸水を噴霧する装置の宣伝・販売が活発になった。しかし、消毒作用を持つ化学物質はどんなものであっても人が吸入する条件での噴霧をするべきではない、というのが消毒の標準的な考え方である。ウイルスや菌の一部を化学反応で壊せるような条件（物質の種類と存在量）では、人体の肺の粘膜とも化学反応して傷つけるおそれがあるからである。実際、空気感染する感染症の患者が入院する病室では、消毒薬の噴霧はせず、空調設備を用いて空気を循環させ、空気中に漂う病原体をHEPAフィルターで捕えて感染拡大を防ぐという方法が用いられている（乙第3号証）。

このような科学的知見に基づいて、次亜塩素酸水の噴霧について、被告が、SNSやウェブサイトなどで批判的な意見を述べていたところ（乙第4号証の1, 2）、ウェブメディアであるBuzzFeedJapanから取材されることとなった。被告は取材に応じ、その記事が、2020年6月3日にBuzzFeedJapanのサイト<https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/covid-mist>で公開され（乙第5号証）、同時にYahooニュースにも掲載された。

被告は、取材記事中で「消毒薬は、程度の差があるだけで、人体にとっては劇物や毒物である。従って、菌やウイルスとだけ反応して、人体とは反応しないような、都合の良い消毒薬は存在しない」、消毒作用を持つものを噴霧しても安全だと謳う商品については「安全なかわりに殺菌に有効な濃度が出ていないのではないか。もしくは、安全性の確認の実験が甘いかどうかではないか」、「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはずだ」、「次亜塩素酸水が有用ならば、政府から安全に、確実に使う方法が近々決まるはずだ。だから、今は使うべきではなく、病院でも使えるようなマニュアルが発表されてから手を出すべきだ」と述べた。医療現場で人がいる空間での消毒薬の噴霧は推奨しないのが原則であることを踏まえ、「まずは原則に従うのが当然なのである。マニュアルとして確立するまでは、その消毒方法は無効と判断するのが、安全側に振った考え方」とコメントした。被告は、あくまでも消毒についての一般論を

述べただけであって、原告や原告の扱っている商品についての具体的な言及は全く行っていないかった。

さらに、被告は、BuzzFeedJapanの記事への補足としてNITEや経済産業省が出した次亜塩素酸水の使用方法に関する情報をどう読み解くべきかを解説するウェブページを2020年6月5日に公開した(乙第4号証の3)。

2020年6月14日に、原告から、代表取締役名義で、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議と貴殿裁判の提起準備の件4」と題するメールが届いた(甲第1号証の2、メール1)。このメールを受け取るまで、被告と原告の間には何の関係も無かった。

原告からのメールを検討した結果、科学的見地からは原告の希望である「マスコミ各社に対し訂正の報道」は行えないという結論になった。メールのタイトルの「4」は被告宛で、番号1～3のものは、乙第5号証の記事で一緒に取材を受けた訴外小波秀雄京都女子大名誉教授に送られたらしいこともわかった。原告が、自身の商売の邪魔になる意見を述べている複数の専門家に向かって、意見を変えさせるために訴訟を持ち出すということを行っていたため(乙第6号証の1～4)、何も言わずに放置しておく、次亜塩素酸水噴霧への批判的言論が萎縮してしまうおそれがあった。このため、被告が、原告からのメールを全文引用し、やりとりの状況と批判的コメントを書いて被告のウェブサイトで公開したところ(甲第1号証、乙第1号証の1、2)、著作権法違反を理由とする本件訴訟が提起されるに至った。

第2 著作権法違反に関する反論

1 原告のメール1～7が著作権法第2条1項1号でいう著作物に該当しないこと

著作権法2条1項1号は、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定めている。著作権法上の著作物であるためには、(1)思想又は感情(2)創作的(3)表現したもの(4)文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する、の4つの要件を全て満たす必要がある。そこで、原告のメールそれぞれについて、著作物としての要件を満たしていないことを指摘する。

(1) メール1について

メール1は612文字からなっている。最初の1文はBuzzFeedJapanの引用と記事がYahooニュースに掲載されたという事実をそのまま述べたものであり、要件(1)(2)を満たしていない。2行目から11行目「まず当社が納品した……エビデンスを1つ持っています。」は、製品が導入されていること、新型コロナウイルスが出ていないこと、無塩の次亜塩素酸水を作れる会社があつて塩害が起きないこと、導入実績、空間噴霧のエビデンスが存在する、という原告が認識した事実をそのまま記述しただけである。記述にあたっては、個別の事例をそれぞれ1文程度で述べただけであつて、記述の順番にも作者の個性が表れている

とはいえない。従って、要件（１）（２）を満たしていない。１２行目から１６行目の「当社及び正しい方法で……簡易裁判所です。」は、業務妨害の指摘、提訴の予定があることと管轄の裁判所を継いでいるだけであって、商売の邪魔になる行為をした人に対して素人が書いた訴訟を持ち出して威迫する際の文言としては一般的であり、ごくありふれた表現に過ぎない。「弁護士無で裁判が行える能力を持っている」は、弁護士を必須としていない我が国の民事訴訟制度の現状をそのまま述べたに過ぎないか、原告が弁護士と同等の書面を作成できるという主張をそのまま述べたに過ぎない。従って（１）（２）を満たしていない。

(2) メール２について

メール２は３０９文字からなっている。その内容は、メールに次亜塩素酸水の安全性を示すエビデンスを３つ添付したという記述、噴霧して効果があった病院があるという記述、除菌についての発表が北海道大学で、安全生の確認が北里大学と岡山大学で行われたこと、ゼンショーグループで微酸性電解水を利用して健康被害が無い、という内容が書かれている。これらは全て原告が認識した事実をそのまま書いただけであり、個別の項目の記述も１行から２行程度と短く、事実を取り上げる順番に独創性も認められない。従って、記載されている内容は思想または感情にあたるものとはいえず、表現の仕方に創作性も無いので、要件（１）（２）を満たしていない。

(3) メール３について

メール３は５１１文字からなっている。最初の１文はメールに日本微酸性電解水協会が出した資料を添付した行為をそのまま書いたに過ぎない。３行目と４行目は、次亜塩素酸水のメーカーと製品にいろいろなものがあるという説明と、被告がそれらを全て同じに扱ったという主張である。５行目から７行目の「当社は同じく……訴訟を取りやめる可能性はあります。」は、乙第３号証の記事で次亜塩素酸水噴霧に批判的なコメントを述べた訴外小波秀雄氏に対しても、被告に対して予告したのと同様の理由で訴訟を予定しているということ、謝罪があれば訴訟はしないかもしれないということ、ただそのまま書いたに過ぎない。訴訟をしない条件を提示する場合の表現としてはごくありきたりなものである。８行目から１１行目の「天羽様は……会員になっています、は、立川の病院で空間噴霧していることと、その病院が日本微酸性電解水協会の会員であるという事実をそのまま述べただけである。１２行目から１３行目の「貴殿は……訴訟の提起を取り下げること考えます。」は、このメールが送信された時に被告はまだ提訴されておらず、提起していない訴訟を取り下げることが不可能なので、事実と反している。しかし、このような内容のメールでフィクションを交えることは考えがたいので、創作性があるというのではなく、単なる間違いであって、訴訟しないで済ませる条件を具体的に述べただけであると理解すべきだろう。最後の行については、何かの商品を作ったのが発明家か企業の技術者であるという記述は、誰が書いてもほぼ同じ内容になるもので、創作性は無い。従って、メール３

は、要件（１）（２）を満たさない。

(4) メール４について

本文はわずか145文字である。訴外小波氏の代理人とやりとりがあったことと、その内容をメールに添付するという連絡、小波氏の代理人に日本微酸性電解水協会が出した発表の内容も送ったという、原告の行動をそのまま書いた内容である。原告と同じ行動をした人がその行動を記述したとすると、誰が書いてもほぼ同じ内容になるはずである。従って、要件（１）（２）を満たしていない。

(5) メール５について

本文が131字と短いメールである。1行目は提訴の時期を通知しただけの内容であり、一般的な表現に過ぎない。残る3行は原告の裁判所での様子を記述したもので、原告独自のものではあるが、思想又は感情を創作的に表現したから独自になったのではなく、原告が認識している自身の行動そのものが特異であったため、行動をそのままただ単に記述した結果、独自の内容となったものである。従って、要件（１）（２）を満たしていない。

(6) メール６について

本文が503文字のメールである。このメールは、被告が原告に対し、予告通り被告を提訴する・提訴の予告を撤回する・被告が原告を提訴する、のいずれかを選ぶように求めると同時に、原告からのメールを全文引用してやりとりをウェブサイトで公開していること及びそのURLを内容証明で伝えたことに対する返信である。

第1段落（1行目から3行目）と、最後の段落（18行目と19行目）は内容証明を受領したことと、内容証明をどう取り使うかを述べたものである。受け取った内容証明をメモ書きにしたり熟読しない旨わざわざ返信する人は少ないかもしれないが、これは原告の特異な行動をそのまま記述したものであって、思想又は感情の発露でもないし創作的でもない。3行目は、メールのやりとりの翌日、越谷で2件の訴訟を行う予定であるという事実を書いたに過ぎない。

第2段落（5行目から10行目）は、原告が行っている裁判の法廷での様子を原告が自ら記述したものである。前半は、弁護士よりも上手に民事訴訟ができるので弁護士は必要ないと自認している原告が、法廷での自身の立ち位置と弁護士の様子を見たまま記述したものである。弁護士に対する優越感という感情が含まれてはいるが、表現にあたって創作性は認められない。後半は原告が裁判所に詳しいことと裁判所内の様子を見たまま単純に叙述したものである。従って、保護すべき創作性は認められない。

第3段落（12行目から14行目）は、医者を相手に訴訟しているという事実と、訴外小波秀雄氏の方が被告よりも提訴の優先順位が高いことを述べているだけなので、記述に創作性は無い。

第4段落（18行目）は訴訟の提起をしてもかまわないという事務的な伝達であり、誰が書いても似たような表現になるので、創作性は無い。

従って、メール6全体は要件(2)を満たさず、第1段落については要件(1)も満たさない。

(7) メール7について

本文が89文字と非常に短い。内容は、被告に対して立川中央病院と関わらないよう求めるものである。被告は立川中央病院に対し次亜塩素酸水噴霧を決めたのが医師であるかどうかと効果について論文発表の有無を問い合わせただけであるが、原告によると何かを「命令」したという前提で書かれている。また、被告が立川中央病院に何を問い合わせても原告には全く関係がないはずのところ、なぜか原告が「迷惑です」と主張している。このように、原告の特異な認識に基づく事務的連絡ではあるものの、思想や感情を創作的に表現したものとは言えないので、要件(1)(2)を満たさない。

(8) 原告のメールは著作権法上の著作物ではないこと

以上(1)~(7)で述べた通り、原告が送信したメールは1~7は、著作権法第2条1項1号でいう著作物の要件を満たさないため、著作物とはいえない。著作物でないものに対しては、著作権や著作者人格権の客体とはならないので、被告が引用して公表したことは、原告の複製権、公衆送信権、及び公表権の侵害にはあたらない。

2 仮に原告のメールが著作権法上の著作物であるとしても、被告の引用に著作権法32条1項が適用されること

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と定めている。そこで、まず、被告による原告のメールの引用が、公正な慣行に合致しており、かつ、引用の目的上正当な範囲内であることを述べる。その次に、メールの内容のほとんどが、動画サイトYouTubeのコメント欄等で、事実上原告(原告が自然人である場合は原告が経営する法人の名義)によって公開済みであることを述べる。

(1) 被告の行った引用が公正な慣行に合致していて引用の目的上正当な範囲内であること

旧著作権法のもとの判例最三小判昭55・3・28民集34・3・244は、「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること」で、引用に該当するためには「引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される著作物とを明確に区別して認識することができ」(明瞭区別性)、「両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」(主従関係)とした。この判断基準は、現行の著作権法32条1項の前段、中段、後段とどのよう

に関連づけるかについて議論が続いているものの、下級審ではおよそ踏襲されている。

乙第1号証の1, 2 (甲第1号証に同じ) に示した通り、被告が原告の送信したメールを引用した部分の背景はブラウザで閲覧した際に水色で表示されるので、どこからどこまでが引用であるか、誰が見ても明らかである。原告からメールを受け取ったことや原告のメールを引用する旨記載してから引用しているので、引用部分の出典が原告の送信したメールであることも、メール1~7の全てにおいて明らかである。

第2の1の(1)~(7)で各メールの文字数を示した通り、原告の送信したメールはそもそもどれも短かった。ウェブページの性質上、作成した後で追加や修正を行ったことによる多少の変動はあるものの、ウェブページの字数は、全部でおよそ11500字で、うち原告のメールを引用した部分は3000字程度なので、引用は全体のおよそ30%弱ということになる。乙第1号証の1, 2 (甲第1号証に同じ) に示したウェブページにおいて、被告の記述が主で、原告のメールは従の関係にある。

乙第1号証の1, 2 (甲第1号証に同じ) に示したウェブページを被告が製作したのは、原告が被告を脅す意図を持って送信した訴訟を予告するメールを公表し、被告がメールで返信した反論と追加の批判を併せて述べることで、原告によって脅されている事実と、そのような脅しにきちんと対抗する姿勢を社会に向けて発信する目的があったからである。もし、被告が原告のメールを一部だけ引用して反論や批判を書いたとしたら、読者が、原告のメールのうち被告にとって都合の良い部分だけを選んで抜き出して反論しているのではないかという疑いを抱くおそれがあった。そこで、原告にとって有利な内容も含めて全て引用し、被告が返信したメールも全て掲載し、実際のやりとりがどうであったのかを読者にわかりやすく提示した。この目的のためには、比較的短い原告のメールのほとんど全てを引用する必要があった。従って、被告が行った引用は、引用の目的上正当な範囲内である。

- (2) メールの主要な内容が原告 (原告が自然人である場合は原告が経営する法人の名義) によって公開されていること

原告 (原告が自然人である場合は原告が経営する法人あるいはその営業部) は、2020年6月頃に、産婦人科医の訴外吉村医師が、「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」というタイトルの動画を動画サイトYouTubeに投稿したもの (<https://www.youtube.com/watch?v=y-liqNf5JrY>) に対し、コメント欄に繰り返し書き込みを行った (乙第6号証の1~4)。このコメント欄は誰でも書き込みができ、誰かの書き込みに返信して議論を続けることができる、一種の電子掲示板である。

一般に、電子掲示板への書き込みは、相手とのやりとりを見ながら発言することが多く、推敲にさほど時間をかけることも少ないので、実態としては世間話の

会話に近い。同じ内容を同じ人が繰り返し書き込んだ場合でも、コピー&ペーストしない限り、相手とのやりとりの流れによって、話の順番や表現の仕方にブレが生じたり、一部が略されたり追加されたりするものである。電子メールは、掲示板への書き込みよりは推敲しやすいといえるが、それでも、推敲を重ね編集者のチェックを通して内容が紙に固定される書籍等に比べ、同じ人が同じ内容を繰り返し書いた場合であっても、表現に幅が生じるものである。これらの表現の幅は、創作性によって生じているのではなく、リアルタイムに近いやりとりの場で思いついたものから順に記述してしまうことによって生じている。従って、YouTubeのコメント欄への書き込み内容と電子メールの内容が同じかどうかは、一字一句同じかどうかで判断するのではなく、おおまかに内容が一致していれば同じものであると判断すべきである。

原告はメール1（乙第1号証の2）で、通常は社長以外が用いる一人称「当社及び当社社長」を書いた直後に「私」という一人称を用いている。YouTubeのコメントには、ウルフアンドカンパニーの名義で、「私」(乙第6号証の1：p14, p33-34 など)、「本社営業部」(乙第6号証の1：p25)、「当社」(乙第6号証の1：p27, p30 など)を用いた書き込みがある。このように、原告の作成した文章は部分によって主語の人称が違う程度のぶれが普通に存在するものとして読むべきである。

以上を踏まえた上で、メールの主要な部分と、YouTubeのコメント欄にウルフアンドカンパニーの名義で書かれた内容を比較し、ほぼ対応していることを示す。乙第6号証の1はYouTubeのコメント欄を展開して印刷したもの、乙第6号証の2は、乙第6号証の1のp.30のコメントの一部がうまく展開されていない部分を展開して全文読めるようにしたもの、乙第6号証の3は乙第6号証の1で印刷の切れ目が文字の途中に来てしまって読みづらい部分を完全な形で示したものである。なお、内容の照合作業を容易にするため、乙第6号証の1から原告の書き込みのみを抜き出して一覧表にしたものを添付する（乙第6号証の4）。

ア メール1

メールの「老人ホームが一括導入しています」は、「老人ホームの例を示して文科相の担当者を説得」（乙第6号証の1 p.14）に対応している。

メールの「当社及び当社社長が過去に納入した施設では新型コロナウイルス患者は出ていません。」は、「前職で私が納めた老人ホームは24時間噴霧で健康被害は無いですし、新型コロナウイルスの院内感染が皆無です。」(乙第6号証の1 p.34)と対応している。

メールの「私の除菌コンサルタントとしての誇りです。」は、全く同じフレーズが乙第6号証の1の29ページに書かれている。

メールの「食塩を使わず無塩 次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）を作れる」「正しい方法で次亜塩素酸水を製造」は、「正しい方法で生成された無塩の微酸性電解水」（乙第6号証の1 p.14）と対応している。

メールの「正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンスを2つ所持しています。北里と岡山大学です。また手指の除菌の有効性に関するエビデンスを1つ持っています。」は、「正しい方法で作られた次亜塩素酸水の空間噴霧が安全だと岡山大学が発表」（乙第6号証の1 p.21）、「空間噴霧に関しては岡山大学と北里研究所のものがございます。」（乙第6号証の1 p.26）と対応している。

メールの「また手指の除菌の有効性に関するエビデンスを1つ持っています。」は、「北海道大学発表の手指の除菌有効の記事・エビデンスが欲しい方」（乙第6号証の1 p.21）と対応している。

メールの「貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。」は、「謝罪番組を放送することをお勧めします」（乙第6号証の1 p.30）、「これ以上貴殿が4つの当社の答弁に反論できなければ法廷で行います。」（乙第6号証の1 p.30）のように、取材に答えた被告とYouTube動画を公開した訴外吉村医医師に対し、それぞれの情報発信の態様に合わせて要求を変えているだけで、同じ内容を主張しているものである。

イ メール2

メールの「次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性2つ 手指の除菌の有効性1つ」「空間噴霧の安全性は北里と岡山大学です」は、「正しい方法で作られた次亜塩素酸水の空間噴霧が安全だと岡山大学が発表」「手指の除菌に5/15北海道大学が有効だと発表」「北海道大学発表の手指の除菌有効の記事・エビデンス」（乙第6号証の1 p.25）に対応しており、YouTubeのコメント欄の記述の方が詳しい。

ウ メール3

メールの「当社は同じく記事に出ていた小波教授も訴訟の提起をする予定ですが、小波教授は「使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念が無いと考える」と結んでいます。当社が小波教授に対してそれをしらせ、謝罪すれば訴訟を取りやめる可能性はあります。」は、小波氏のコメントの引用部分が異なる「今、京都女子大学名誉教授の小波教授がメディアで次亜塩素酸水のことを「不安商法」だと述べたので、これは許し難いので今、訴訟の提起の準備をしています。」（乙第6号証の1 p.31）と対応している。

エ メール4

このメールは短く、添付書類の簡単な説明のみなので、乙第6号証の1に対応するものはない。

オ メール5

メールの「7月は地裁で2100万円請求の損害賠償事件1件、簡易裁判所で簡単な事件1件、の予定が入っています。」は、「今、休日出社して、私個人の裁判の準備書面を作成しています。2100万円を請求しているから、力漲り被告及び代理人弁護士を潰します。今月は2件の裁判があります。」（乙第6

号証の 1p.34) に対応する。

メールの「いずれも弁護士無しです。弁護士付きの被告や弁護士をいつも涙目にしています。^^」は、「私が弁護士無で、弁護士付きの被告を涙目にする
と自分の法律能力答弁能力の UP になりますので、どんどんやります。」(乙第
6号証の 1p.32-33) に対応する。

カ メール 6

メールの「明日越谷の裁判所で 2 件の被告相手に裁判」と「今月は 2 件の裁
判があります。」(乙第 6 号証の 1p.34) が対応している。

メールの「明日は法廷で私が 2 1 0 0 万円の損害賠償を求めている被告と弁
護士をオラオラして涙目にさせてきます。当然、私は弁護士無しです。そこら
辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。」と「2 1 0 0 万円を請求してい
るから、力漲り被告及び代理人弁護士を潰します。」(乙第 6 号証の 1p.34),
「私が弁護士無で、弁護士付きの被告を涙目にする」と自分の法律能力答弁能力
の UP になりますので、どんどんやります。」(乙第 6 号証の 1p.32-33) に対
応する。

メールの「今、一人の医者と遣り合っています。これが長引いています。そ
れが終わったら、優先順位的に「不安商法」と言った小波さんかな〜で、時期
が来たらあなたかもしれません。」は、「今回は会社として訴訟を提起する学者
は 2 名決めています。」(乙第 6 号証の 1p.32-33), 「今、京都女子大学名誉教
授の小波教授がメディアで次亜塩素酸水のことを「不安商法」だと述べたの
で、これは許し難いので今、訴訟の提起の準備をしています。」(乙第 6 号証の
1p.31) に対応する。医者に対する訴訟の記述は YouTube コメントには無
かった。

メールの「弁護士は文書では強い事書きますが、法廷で会うとへなちょこば
かりですね。文武両道の私とは違います。越谷の裁判所の裁判官の部屋を知っ
ていまして、関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。越谷の
裁判所では、私が法廷に行くときと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつ
けた職員が立ちます。」については、YouTube コメントに対応するものが無
かった。

キ メール 7

メールの「医学博士の集う病院に命令できるのは、厚生労働省だけですから
ね。」は、「空間噴霧を禁止命令できるのは厚労省だけです。」(乙第 6 号証の
1p.34) に対応する。

- (3) 原告が送ったメールの内容は原告（原告が自然人である場合は原告が経営する法
人の名義）によって公開されていること

原告は、公開を予定していなかったメールを被告が公開したと主張する。しか
し、原告が送信したメールの内容の主要な部分は、原告（原告が自然人である場
合は原告が経営する法人あるいはその営業部の名義）によって YouTube のコメ

ント欄に書かれた内容と同じものである。原告は、未公開の内容をメールで送ったのではなく、既に YouTube のコメント欄で公開しているのと同じ内容をメールにまとめて被告に送信したのである。被告が受け取ったメール 1～7 の内容は、原告によって事実上公表済みであったといえる。従って、被告が、原告のメールを全文引用してウェブサイトで議論したことは、公表された著作物の引用にあたるので、著作権法 32 条 1 項が適用される。

3 被告の行ったメールの引用が著作権法 41 条の時事の事件の報道のための利用にあたること

著作権法 41 条は、「写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。」と定めている。

著作権法 41 条が適用される条件を狭く解釈すると、報道の自由が著しく損なわれてしまうことになる。最近では、事件現場に偶然居合わせた一般の人が写真や事件の状況を SNS などに投稿し、それをマスメディアが利用して事件を報道するということが当たり前になっている。インターネットの普及の結果、昔はメディアしかできなかった報道が、一般の人でも簡単にできる時代になってきている。このような背景を踏まえると、著作権法 41 条でいう「時事の事件の報道」は、あてはまる範囲が広くなるように解釈すべきである。

(1) 被告が報道を行う者に該当しうること

著作権法 41 条の「時事の事件の報道」を行った者には、報道機関でなければならぬとか、報道を業として行っているジャーナリストでなければならぬとか、有償の記事を提供しなければならないといった制限は何もない。従って「時事の事件の報道」を行った者であるかどうかは、その行為が「時事の事件の報道」といえるかどうかのみによって判断されるべきである。本業がジャーナリストではない被告も、情報発信の内容によっては「時事の事件の報道」を行う者になりうる。

(2) ウェブページを用いた情報発信が報道の方法であること

著作権法 41 条の報道を行う方法は「写真、映画、放送その他の方法」とされており、インターネットを用いた情報発信は「その他の方法」である。乙第 5 号証に示した記事の発行元である BuzzFeedJapan は紙メディアを持たず、ネットのみを利用してニュースを発信するウェブサイトを活用しており、さまざまなニュースを掲載しているため、報道を行っているといえる。また、従来紙の新聞を発行していた大手新聞社もそれぞれ独自の自社ウェブサイト構築し、紙の新聞に掲載した記事をネット上でも有料あるいは無料で公開しているため、インターネットを用いてウェブサイト上で行う情報発信は報道の方法である。

(3) 被告がメールを引用してウェブページを公開したことが「時事の事件の報道」にあたること

新型コロナウイルスの感染拡大防止の目的で、2020年3月頃から、幼稚園や小中学校にも次亜塩素酸水噴霧装置が導入されるケースが増えてきた。しかし、消毒作用のあるものを除菌目的で噴霧することは消毒マニュアルで禁止されており、噴霧について広く社会に向けて注意喚起を行う必要が生じた。このため、被告は、自らの科学的知識と調査の結果をまとめ、2020年5月10日に「次亜塩素酸ナトリウム液・次亜塩素酸水ミストを吸入してはいけない」と題する記事を被告が管理するウェブサイトで公開し、厚生労働省の注意喚起についての補足説明などを行った（乙第4号証の1）。さらに、2020年5月30日に、「次亜塩素酸ナトリウム液・次亜塩素酸水ミストを吸入してはいけない・その2」と題する記事を公開し、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）による有効性評価の解説を行った（乙第4号証の2）。

BuzzFeedJapanの記者は被告が公開したウェブページを見て被告に取材を申し込んだ。その取材記事が、2020年6月3日公開された（乙第5号証）。

記事の補足説明として、被告は、2020年6月5日に「情報の重み付けに気をつけて混乱を避ける」という記事をウェブサイトで公開し、次亜塩素酸水の噴霧で健康被害が出ていることや、文部科学省による事務連絡について解説した（乙第4号証の3）。

次亜塩素酸水の噴霧は紛れもなく時事問題であり、日付からわかるとおり、被告は、メディアによる報道に使われる内容をメディアに先んじてウェブサイトで公開したのであるから、次亜塩素酸水噴霧に関する被告の情報発信は時事の事件の報道である。

次亜塩素酸水噴霧装置や製造装置を販売していた原告は、次亜塩素酸水噴霧に批判的なコメントを発表した被告と被告以外の専門家に対して、商売の邪魔になるという理由でコメントを取り下げさせる目的で執拗に訴訟予告を行いつつ、原告は本人訴訟が得意で地元の越谷で提訴するから負担にならないが、訴えられる専門家達の方は負担になるだろうという旨の発言を繰り返した（乙第1号証の1：メール1，メール3，メール5，乙第6号証の1：p.23, p.30, p.31, p.32-33, p.34）。

原告は、被告が送った内容証明について回答したメール6で「内容証明で怖がる訳ない私」と書いている。これは、内容証明を送れば他人を怖がらせることができるものだ、と原告が認識していることを意味している。このような原告の認識を前提とするならば、原告が他人に向かって訴訟を予告する行為は、原告がもっぱら他人を怖がらせる目的で行ったもの、即ち訴訟恫喝といえる。

原告は 訴状で「被告は「原告が訴訟を予告」したことを脅しというが全く脅しではない。」と主張する。しかし、原告が被告に対して行った訴訟予告は訴訟恫喝である。2020年9月26日に被告に本件訴訟の訴状が送達されことを受けて、被告は、2020年9月28日に、乙第5号証の記事中で行ったコメントが、原告に対する発言の撤回及び被告の商品の安全を宣言する債務並びに金銭的債務の発生原因とならないことを確認する、を請求の趣旨とする債務不存在確認訴訟

を山形地裁に提起した（乙第7号証の1，令和2年（ワ）第194号）。第一回期日に原告はほぼ認否のみの答弁書を提出したものの（乙第7号証の2），第二回期日には反論の準備書面を出さず出頭もしなかったため，そのまま結審した。結審の後になって，原告は，本文が4行しかない準備書面を提出し（乙第7号証の3），さらに追加で，山形地裁での訴訟提起が本件訴訟と重複すると主張したが，具体的に請求のどの部分が重複するか何一つ指摘しないままであった（乙第7号証の4）。山形地裁令和2年（ワ）第194号は，原告がメールで予告した訴訟の請求内容そのものについて裁判所で争ったものであり，原告が訴訟を予告した時に訴状に書くつもりであった法的主張を準備書面に書くだけで反論になるはずのところ，具体的な反論が何も無いに等しい状態のまま結審した。第二回期日は原告が訴訟恫喝をしてから8ヶ月後なので，法的な主張の準備をする時間は原告には十分にあった。原告が，法的な主張を全く考えないまま，本人訴訟が趣味だと主張しつつ訴訟予告を繰り返していたことは，令和2年（ワ）第194号の弁論の状況からみて明らかである。つまり原告はもっぱら法的救済以外を目的として他人に対して訴訟予告を行っていたのであり，予告が恫喝目的であったと考えるしかない。

比較的力量のある者が，比較的力量の弱い者に対し，提訴によって負担をかけて言論を萎縮させる目的で行われる訴訟はスラップ訴訟（SLAPP, strategic lawsuit against public participation）と呼ばれており，日本経済新聞で解説を含めた報道がなされるなど，社会問題となっている（乙第8号証）。企業が巨額の賠償金を個人に請求した場合は大手の新聞が報道する程度の事件として扱われる。実際，水素水大手の日本トリムが元日本医科大教授を提訴した時は，産経新聞のデジタル版で報道された（乙第9号証）。

原告は訴訟恫喝では損害賠償の金額を明らかにしておらず，原告の企業規模も大手と呼べるような規模ではないが，もっぱら個人に応訴の負担をかけ都合の悪い言論を封じる目的で訴訟を予告し，他の訴訟で2100万円の請求を行っていることにも言及し，賠償金額が高額になる可能性を暗示した。訴訟恫喝は，その行為に使用されたメールの著作物性の有無や著作権の帰属とは無関係に成立する。スラップ訴訟が時事の事件たりうることは明らかであるので，原告の訴訟恫喝もまた，大手の新聞社が取り上げるような大きな事件となるに至っていないだけで，時事の事件である。

著作権法41条では，時事の事件であるかどうかを判断するときの事件の規模について，特に何も設けていない。従って，事件の規模が小さくても，被告が原告による一連の訴訟恫喝のメールを引用し，原告によって何が行われているかを公表したことは，時事の事件の報道にあたる。原告のメールは，社会問題になっている次亜塩素酸噴霧について発言した専門家に対する訴訟恫喝，という時事の事件そのものを構成する材料である。訴訟恫喝に直接関わるものがメール1，3，5，6で，メール2，4，7は次亜塩素酸水の情報を提供する短いものである。訴訟恫喝の部分のみを抜き出して報じたのではどんな経緯で訴訟恫喝が行わ

れているのかを十分伝えることができず、報道としての意味をなさなくなる。従って、メールを全文引用したことは、報道の目的上正当な範囲内である。

なお、令和3年3月11日に消費者庁が次亜塩素酸水の販売事業者に対し景品表示法にもとづく措置命令を出していることからわかるように、次亜塩素酸水の宣伝や販売の在り方は現在もまだ社会問題であり続けている（乙第10号証）。さらに、原告は、過去に行った訴訟恫喝を撤回していないので、債務不存在確認訴訟で一応の決着を付けた被告以外について、訴訟恫喝は未だ継続中である。

著作権法41条の要件を満たす場合には、41条の趣旨が準用されるか、違法性阻却事由になるので、著作者人格権を違法に侵害する場合にもあたらない。

本件訴訟は、訴訟恫喝を行う「脅迫状」に対して著作権法による保護を与えることが妥当かどうかという争いでもある。個性的な文面の「脅迫状」であれば著作権法で保護されるとなった場合、引用して公開しつつ批判・告発するといったことができなくなってしまう。著作権法第一条にある「文化の発展に寄与することを目的とする」が満たされないばかりか、「脅迫状」を非公開にできることを保証することによって、恫喝を容易にする結果をもたらす。しかし、「脅迫状」の引用と公開に41条が適用されるのであれば、「脅迫状」に著作物としての保護を与えてしまうことにはならず、脅しやすくすることにもならない。

4 差止請求・損害について

原告が送信したメールが、著作権法第2条1項1号でいう著作物にあたらないか、被告の引用に著作権法32条1項あるいは著作権法41条が適用されれば、著作権侵害にならないので、複製権も公衆送信権も公表権も侵害していないことになり、原告には差止め請求する権利も、損害賠償を請求する権利もない。

仮に著作権侵害が一部認められることになった場合であっても、原告の主張する損害賠償は認められないものである。

(1) 財産権侵害について

原告は、被告が、財産権としての著作権である複製権と公衆送信権を侵害したと主張し、それぞれ20万円の損害賠償を請求している。

著作権侵害の損害賠償の対象は、原則として積極損害と消極損害（逸失利益）であり、特段の事情がある場合に限って慰謝料の請求ができる。積極損害としては、侵害調査費用、侵害回避費用、弁護士費用などが賠償の対象となるところ、原告は、本人訴訟を行っている上、積極損害について損害と因果関係の立証を全く行っていないので、積極損害の存在を認めることができない。賠償金の全額を消極損害と推定するならば、被告によるメールの引用が無かった場合にそのメールを原告が独占的に利用できた回数と、利用1回について得られた利益を掛けたものが逸失利益となる。しかし、これについても原告は何一つ立証していない。

被告が引用したメールの内容は、もっぱら原告が被告に対して訴訟恫喝を行っているもので、恫喝をより有効かつ真実味を持たせるものとするために原告が本人訴訟が得意で慣れていることをことさら強調して述べた部分と、それ以外の次

亜塩素酸水の普及状況等の説明からなっている。このような内容のメールを原告が独占利用できなくなったことで失う利益というのは想定しがたい。また、被告が原告による訴訟恫喝のメールを利用したことで得られる利益など何もない。従って、原告の主張する複製権と公衆送信権についての損害賠償請求は根拠を欠いている。

(2) 著作者人格権の侵害について

著作者人格権の侵害に対しては、積極損害と慰謝料が認められる。積極損害について原告が何一つ立証していないのは財産権侵害と同様である。そこで公表権の侵害に対する精神的慰謝料が20万円とすると、原告の主張する「インターネット上で無断掲載された精神的苦痛の慰謝料が40万円」と内容が重複することになる。原告がいかなる意図で重複する慰謝料請求をわざわざ2つに分けたのか不明であるが、この慰謝料についての算定は民法に基づいて行うことになる。

主張の内容からは、原告がなにがしかのプライバシー侵害のようなものを想定しているように見える。ところが、本準備書面第二の2の(2)で述べたように、被告が引用したメールの内容の主要な部分は、原告（あるいは原告が経営する法人の名義や法人営業部の名義）によって、YouTubeのコメント欄で公開されており、誰もが読める状態のまま既に約9ヶ月が経過している。このような状況で、原告自らが公開したものとほぼ同じ内容を被告がメール引用の形で改めて公開したことによって、原告が精神的苦痛を受けることは想定しがたい。原告は、訴外吉村医師にもYouTubeのコメントを用いて訴訟恫喝を行っているので、原告が訴訟や訴訟恫喝を好む人物であるということは既に知れ渡っている。被告がメールを引用したことで新たに明らかになった事実があるとしたら、原告が訴訟恫喝を行った相手が被告である、ということだけであり、これを原告が特に秘匿しなければならない理由が見当たらない。

公表権の侵害を主張するのであれば、YouTubeのコメント欄で公開済でないのがメールのどの部分かを特定し、その部分に人格的要素があることを示すべきである。

以上